

(16) コンクリート塊又はアスファルトコンクリート塊の再資源化施設

提案基準16 「コンクリート塊又はアスファルトコンクリート塊の再資源化施設」

コンクリート塊又はアスファルトコンクリート塊を再資源化する施設で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会に附議することとする。

- 1 当該地域で発生するコンクリート塊又はアスファルトコンクリート塊を再資源化する施設であることを奈良県産業廃棄物処理基本計画に基づき、県の環境管理部局から確認されていること。
- 2 産業廃棄物中間処理業の許可を受けることが確実であること。
- 3 地元市町村の土地利用計画、環境の保全、周辺地域の状況等に照らし支障がない旨の当該市町村長の同意があること。
- 4 当該地域の市街化区域内に工業系の用途地域がないか、あっても同地域内に適地がないと認められること。
- 5 敷地等の計画は、次の各号のすべてに適合していること。
 - (1) 騒音、振動等による環境の悪化を防止するために、敷地内に適切な緩衝帯が計画されていること。
 - (2) 建築計画について、施設の配置、内容、規模等が適切であり、建ぺい率が60パーセント以下、容積率が200パーセント以下、高さが原則として15メートル以下であること。
 - (3) 周辺地域の居住環境等に支障を及ぼすものでないこと。
- 6 原則として次の地域、地区等を含まないこと。
 - (1) 農業振興地域の農用地区域及び優良農地
 - (2) 地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域
 - (3) 国定公園の特別地域
 - (4) 風致地区
 - (5) 鳥獣保護区特別区域
 - (6) 保安林及び保安施設地区
 - (7) 史跡名勝天然記念物等の指定を受けた区域等文化財保護上保全を必要とする区域
 - (8) その他、農地及び自然環境の保全並びに災害の防止等を図るため、知事が特に必要と認める区域
- 7 既存道路幅員は、大型車の通行上支障がないこと。

<留意事項>

要件5（2）のうち、建ぺい率、容積率及び高さについては、開発許可の場合には法第41条第1項の規定による制限として、法第42条第1項ただし書許可又は法第43条第1項の許可の場合には法第79条の規定による許可条件として付加する。

附則

本提案基準は、奈良県産業廃棄物処理基本計画が平成15年3月に終了したことをもって廃止する。

【解説P62, P63参照】